平成24年3月21日サンデン交通株式会社

第三者委員会からの報告書

過日に提出された第三者委員会報告書の概要は、以下のとおりでありますが、 当社では既に取締役を中心とした経営改革委員会を昨年12月より立ち上げ、会社 の改善、改革に取り組んでいるところでございます。

第1 事件の把握及びこれに対する手続等

今回の不祥事案件の経緯や事実関係について、会社は既に事件の全貌をおおよ そ把握しており、事件を起こした当人への懲戒解雇や刑事告訴、損害の回復など、 必要な手続きを着実に進めている。

第2 再発防止策及び関係者の処分

また、同様の不祥事が起きないための対策や、一定の関係者処分(報告書別紙関係者処分一覧表に沿った減給を平成24年2月及び3月に実施)も行われつつあると、第三者委員会は認める。

第3 事件発生の背景となる企業風土

- 1 しかし、残念なことに、今回不祥事の背景にある組織的問題やガバナンス問題にまで踏み込んだ調査は一切なされておらず、それらを問題視する姿勢も見られなかった。これまでのところ、単一事件だけの通り一辺倒の調査をしているだけで、企業の体質を批判し、それを改善し、コンプライアンス企業として生まれ変わろうとする姿勢を見ることはできない。そのため今後も引き続き不祥事の起き易い企業体質のままであると言わざるを得ない。
- 2 こうした企業体質そのものが会社の本質的な問題であり、この責任は経営責

任を担う取締役会に帰することは論を待たない。責任感に欠け、会社の改善に 意欲を発揮しない取締役会になっているのは、取締役会議での発言権が最も大 きい人物の責任が大である。

3 今回のような不祥事が起こる背景には、取締役会における各取締役が、思うように意見を言えない、もしくは言わないという風土がある。これは、取締役のガバナンスが働いていないのであり、これが最大の問題である。正しいことをはっきりと言えぬ企業体質は、取締役のような経営陣にまで見られ、創業一族に気兼ねしているのか、ガバナンスが機能していない。そして、それは取締役会に限らず会社組織全体にはびこる悪習であろう。

第4 ガバナンスの改善

もっとも、平成23年12月から平成24年1月にかけて、取締役の人事に変化が見られたことは、ガバナンス改善策の一環であったと推測される。会社が今回の不祥事を一つの契機と捉え、ガバナンスの改善に取り組んだものであるならば、一定の評価をすることはできる。

第5 再発防止策

以上の点から、更に、以下のとおりの再発防止策を早急に検討し、これを採用 すべきである

- 1 ガバナンス体制の刷新
- (1) 企業風土の改善

企業風土に問題があり、ガバナンス体制を刷新する必要がある。

(2) 信賞必罰の適用

信賞必罰(取締役及び従業員ともに)精神に基づく取締役就業規定・社内 規定の整備をする必要がある。

(3) 社外役員の積極的採用

利害関係のない複数の社外取締役・社外監査役の積極的採用による監督権 能強化と監査機能強化する必要がある。

- 2 経営環境の改善(最重要項目)
- 3 リスクの評価(把握)

- 4 リスクの統制活動 (リスク・コントロール)
- 5 モニタリング体制(監査体制)の改善

以上